平成２３年（フ）第５０２号
福岡市西区野方５丁目31番３号
債務者　濱田　優子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３８号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目16番10―408号
債務者　岡村　　守
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５１号
福岡県福津市津屋崎７丁目30番14号サニーサイトＢ103号
債務者　井本　敏雄
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４０号
福岡市西区周船寺３丁目28番13号
債務者　志岐　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６６号
福岡市博多区東那珂１丁目９番29―705号ドリームⅠ
債務者　邱　　睿健
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６７号
福岡市博多区東那珂１丁目９番29―705号
債務者　邱　　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２２号
福岡県朝倉市杷木池田655番地６
債務者　奥泉　由美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３６号
福岡県大野城市畑ケ坂２丁目２番８号サンフォーレストＢ102号
債務者　縄田　幸恵
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５６号
福岡県春日市惣利６丁目74番地エクセル1091・Ａ201号
債務者　山本　　泰
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６１号
福岡市城南区田島２丁目10番11号
債務者　天野　智美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９２号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目２番１―408号
債務者　安東　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１７号
福岡県春日市宝町４丁目27番地５
債務者　永松キヨミ（旧姓砥綿）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５５号
福岡市博多区半道橋２丁目６番４―507号
債務者　深町　龍人
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５６号
福岡市博多区半道橋２丁目６番４―507号
債務者　深町　珠美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８２号
福岡市東区多々良１丁目54番22号
債務者　篠崎　幸穂（旧姓立元）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８８８号
福岡市東区高美台２丁目50番４―302号
債務者　安達　千恵
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９４号
福岡市早良区四箇田団地４番407号
債務者　長瀬　智美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部